

地区まちづくり協議会の認定要件

武蔵村山市まちづくり条例 抜粋

(地区まちづくり協議会)

第8条 市長は、次に掲げる要件を満たす団体であつて適当と認めるものを、当該団体の申請に基づき、地区まちづくり協議会として認定する。

- (1) 活動の目的及び方針が基本理念に適合していること。
- (2) 計画地区（地区まちづくり計画を定めようとする地区をいう。以下この条及び第33条において同じ。）を定めており、当該計画地区を活動の区域としていること。
- (3) 計画地区の区域が、道路その他規則で定めるその範囲を明示するのに適当なものにより囲まれた、街区の形成に足る土地の区域であること。
- (4) 構成員を計画地区の地区住民等としてその自発的な参加の機会が保障され、かつ、当該地区住民等[※]で20歳以上の者が多数参加していること。
- (5) 会則、規約等の定めがあること。
- (6) 代表者を定めていること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める要件を満たしていること。

2 市長は、地区まちづくり協議会の認定をしようとするときは、武蔵村山市まちづくり審議会（第110条第1項を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

3 市長は、地区まちづくり協議会の認定をしたときは、その旨を公告するものとする。

4 前3項に規定するもののほか、地区まちづくり協議会の認定の手続については、市長が規則で定める。

※ 地区住民等 当該地区内に住所を有する者、当該地区内で事業を営む者、当該地区内の土地の所有権又は借地権を有する者及び当該地区内に所在する建物の所有権を有する者をいう。

武蔵村山市まちづくり条例施行規則 抜粋

(地区まちづくり協議会の要件)

第6条 条例第8条第1項第7号の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 活動の計画を定めていること。
- (2) 活動の目的及び方針について地区住民等に対する周知を行っていること。
- (3) 政治的活動又は宗教的活動を目的としていないこと。
- (4) 営利を目的としていないこと。

地区まちづくり準備会の認定要件

武蔵村山市まちづくり条例 抜粋

(地区まちづくり準備会)

第9条 地区住民等は、地区まちづくり協議会を組織するための活動を行うことを目的として、地区まちづくり準備会を組織することができる。

2 地区まちづくり準備会は、次に掲げる要件を満たし、かつ、市長が認定した団体とする。

- (1) 活動の目的及び方針が基本理念に適合していること。
- (2) 活動の対象とする地区を定めていること。
- (3) 活動の対象とする地区の地区住民等で同一の世帯に属さない20歳以上の者の3人以上が構成員となっていること。
- (4) 会則、規約等の定めがあること。
- (5) 代表者を定めていること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める要件を満たしていること。

3 前項の規定による認定を受けようとする団体は、市長に申請しなければならない。

4 前条第2項から第4項までの規定は、地区まちづくり準備会の認定について準用する。この場合において、同条第2項中「聴くものとする」とあるのは、「聴くことができる」と読み替えるものとする。

武蔵村山市まちづくり条例施行規則 抜粋

(地区まちづくり準備会の要件)

第9条 条例第9条第2項第6号の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 政治的活動又は宗教的活動を目的としないこと。
- (2) 営利を目的としないこと。